

## 白川町地域公共交通会議庶務規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、白川町地域公共交通会議設置要綱第12条の規定に基づき、白川町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の庶務に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (事務局)

第2条 交通会議の庶務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

- 2 事務局長は、企画課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、企画課企画係の職員をもって充てる。

## (所掌事務)

第3条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通会議の会議に関すること。
- (2) 交通会議の資料作成に関すること。
- (3) 交通会議の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関すること。

## (専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他交通会議運営に必要な契約に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

## (文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、白川町において定められている文書の取扱いの例による。

## (公印の取扱い)

第6条 交通会議の公印の名称、形状、寸法及び用途は、別表のとおりとする。

- 2 交通会議の公印の管理は、事務局長が行うこととし、その取扱いについては、白川町公印規程（昭和45年白川町訓令甲第3号）の例による。

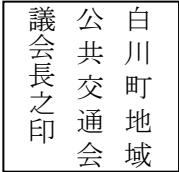
## (委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年1月20日から施行する。

別表（第6条関係）

| 名 称                 | 形 状   | 寸 法             | 用 途  |
|---------------------|---|-----------------|------|
| 白川町地域公共交通会議<br>会長之印 |  | 18×18<br>ミリメートル | 一般文書 |

## 白川町地域公共交通会議の公開及び傍聴に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、白川町地域公共交通会議設置要綱第6条に規定する会議の公開及び傍聴について、必要な事項を定めるものとする。

### (会議の非公開)

第2条 会長は、会議が次の各号のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる。

- (1) 非開示情報に該当する事項を審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合

### (会議の傍聴)

第3条 会議を傍聴することができる者（以下「傍聴者」という。）の定員は15人とし、傍聴を希望する者は、会議開催当日の開催時刻の1時間前から30分前までの間に、受付において、傍聴者名簿に氏名を記載し、傍聴申し込みの受付を済ませなければならない。ただし、報道機関については、傍聴定員の外とし、会長の指示に従い傍聴できるものとする。

- 2 前項の傍聴を希望する者が定員を超えたときは、前項の受付を済ませた者の中から抽選を行い、傍聴者を決定するものとする。又、傍聴を希望する者が定員に満たない場合には、会議開催時刻までの間、先着順により傍聴の申し込みを受け付けるものとする。
- 3 報道機関は、写真等の撮影は会議の冒頭とし、会議における発言の録音をしてはならない。
- 4 会長は、会議室の収容可能人数に応じて、第1項の定員を増やすことができる。

### (会議の秩序の維持)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴を認めないものとする。

- (1) 危険物、プラカード、ビラ、拡声器その他会議会場内に持ち込むことが適当でないものを所持する者
  - (2) はちまき、たすきその他これらに類するものを着用している者
  - (3) 酒気を帯びている者
  - (4) 前各号のほか、会長が会議の運営に支障があると認める者
- 2 傍聴者は、会議会場の指定された場所に着席しなければならない。
  - 3 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。
    - (1) 会長の指示に従うこと。
    - (2) 会議会場において発言し、拍手をし、又はけん騒な行為を行わないこと。
    - (3) 写真等の撮影及び会議における発言の録音をしないこと。
    - (4) その他会議会場の秩序を乱し、又は会議の進行を妨げる行為を行わないこと。
  - 4 会長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等、会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会場からの退去を命じるほか、臨機に応じて必要な措置をとることができる。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年1月20日から施行する。